

## 占領期における保育内容に関する一考察 — 保育要領の環境観からみた —

榎 原 博 美

### はじめに

本稿の目的は、占領期における保育内容について、現行の幼稚園教育要領及び保育所保育指針においても一貫して重視されている環境を通しての保育という視点から、戦前と戦後を結ぶ画期である占領下の戦後改革期にその後の保育の指針となるものとして刊行された保育要領では環境がどのようにとらえられていたのかという視点から再検討することである。

現行の保育内容を示す幼稚園教育要領及び保育所保育指針で環境がどのようにとらえられているかについて、その原点となる環境観を含むものとしての保育要領にそれをたどることによって現在における環境を通じた保育の重要性をあらためて確認することができると思う。

具体的方法として戦前における保育内容においてとらえられた環境と戦後のそれを概観した上で、それらの画期としての戦後改革期の保育要領の保育内容についてその環境観を検討することを試みたい。

### 1. 戦前の保育内容における環境観

#### (1) 明治期における保育内容と環境

わが国における幼児教育の出発点として明治9年に発足した東京女子師範学校附属幼稚園における保育内容をみると、「物品科」「美麗科」「知識科」の3科目と25の子目が含まれたものになっていた。25の子目のうち21に「博物理解」がある。この子目では「博物の標本をかなり多く集めて、特にこの時間を設けた事や、幼児が各自の蔬菜園兼花壇をもって、実際に保姆の指導のもとに園芸をした事等は、明らかに今所謂ふところの観察であって、これに関しては重く視られて居たことを知るのである」<sup>1)</sup>「庭は広く西に延び、池、築山、藤棚、花壇等があった。殊に三尺四方にしきった幼児一人用の畠があったが、これに幼児自

ら種子を撒いたり、又野菜や草花を培養して、水をやるとか、草をとるとか、自然物の観察が十分に行はれたのみならず、自然物発生状態の趣味を養ふということができたのであった<sup>2)</sup>」などの記述から、野菜や草花などの栽培や自然観察を保育に位置づけていたということが把握できる。

しかし、このような活動が一部含まれていたにせよ、基本的には恩物を中心とした屋内での活動が当時は主流であった。

明治11年、14年の保育科目の改正において「博物理解」は「談話」の一種になり「庶物ノ話」に変更された。恩物の比重はやや低下したものの保育科目として「数へ方」「読み方」「書き方」が取り入れられるなど、知育に偏重したものであったといえる。

明治32年幼稚園に関する最初の単行法令である「幼稚園保育及設備規定」が制定された。そこで示された保育内容は「遊嬉」「唱歌」「談話」「手技」の4項目である。このうちの「談話」が現行の領域「環境」にかかわる項目とみることができるが、文字どおりそれは談話であって、直接観察により自然とかかわるというよりも寓話や人工物によって間接的に観察力を養うに留められていたといえることができる。

明治33年の「幼稚園保育及設備規定」は「小学校施行規則」の第九章「幼稚園及小学校ニ類スル各種学校」の中に組み込まれた。さらに明治44年の施行規則改正では先の保育4項目の内容規定が削除された。

#### (2) 大正期から昭和戦前期の保育内容と環境

大正時代にはデモクラシーと連動した大正自由教育運動の流れの中で、欧米の児童中心主義の自由保育が紹介され、わが国でも倉橋惣三をはじめとして近代的な児童観に基づいた保育内容の改善が図られた。これまでの恩物中心による室内活動

重視から戸外での活動が重視されるようになってくる。これらを背景に大正15年わが国初の幼稚園の単独勅令である「幼稚園令」の保育項目には「観察」が加えられた。この「観察」は領域「環境」の前身ともいえる項目である。幼児の自然に対する興味・関心、事物や自然に対する観察力を養うことが目的とされていた。第一次大戦などの歴史的背景とも相まって、子どもの体力増強のため戸外での活動が重視される時代でもあった。

昭和12年、日中戦争が開始したところから徒歩の多い遠足や国民体操、戦争に関連した唱歌など幼稚園においても軍事色の強い保育が求められるようになっていく。

以上、戦前の保育内容において環境にかかわる部分を概観してみると、それは主に時代の様相を背景として、幼児が事物や自然に対する関心を持ちつつ間接的、直接的にそれらを「観察」という形式的な方法における環境とのかかわり、いわば対象としての環境というとらえかたになっていたことがわかる。

## 2. 戦後の保育内容における環境観

### (1) 昭和31年「幼稚園教育要領」における環境

昭和31年、それまでの保育内容を示した指針であった保育要領に対する批判などから、保育内容を組織的に見直し、小学校との一貫性をもたせることを特色とした幼稚園教育要領が文部省より刊行される。内容に関しては「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に区分された。現行の領域「環境」にかかわるものとして「社会」と「自然」が掲げられる。その部分の記述をみると、「社会」では「幼稚園内外における身近な集団生活に適応できるようになること」、「自然」では「身近な自然に興味や関心を持つようになる」ことを目標として掲げている。

### (2) 昭和39年「幼稚園教育要領」と昭和40年「保育所保育指針」における環境

昭和39年に改訂された「幼稚園教育要領」では、高度経済成長を背景とした開発による自然環境の破壊から、むしろ意図的に身近な自然との関わりが重視されていくようになる。領域は同様に6領域で「社会」と「自然」であるが、各領域に

示す事項が「相互に密接な関連があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成される」とあり、幼稚園生活の全体を通して総合的に達成されるという立場が示された。また、昭和40年に厚生省が刊行した「保育所保育指針」でも保育内容は「幼稚園教育要領」に準じた6領域とほぼ一致する。

### (3) 平成元年「幼稚園教育要領」平成2年「保育所保育指針」における環境

先の改訂以降25年の経過から社会環境、自然環境の大きな変化を背景として平成元年に再び改訂された「幼稚園教育要領」とそれに準ずる形で改定された「保育所保育指針」では、6領域から5領域への変更の中で領域「環境」が登場してくる。ここでは、第1章総則の1において「幼稚園教育の基本」として「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。」と、前提としての「環境を通じた保育」という基本が明示され、環境をいわば土台とみなす保育観、環境観が前面に出されたということが出来る。しかし、根拠法としての学校教育法第77条「幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする」とのかかわりは示されていない。

平成2年の「保育所保育指針」では、第1章総則の1保育の原理の(3)保育の環境、として環境を取り上げ「自然や社会の事象への関心を高めるように、それらを取り入れた環境をつくることに配慮する。」と述べられている。内容に関しては先に改訂されている幼稚園教育要領と同様の6領域となり「環境」が設けられた。

### (4) 平成10年「幼稚園教育要領」平成11年「保育所保育指針」における環境

平成元年の幼稚園教育要領と同様、第1章総則の1幼稚園教育の基本が示されたが「幼稚園教育は、学校教育法第77章に規定する目的を達成するため」と、学校教育法77条「幼稚園の目的」とのかかわりが明示された点が挙げられる。

保育内容5領域「環境」に、新たに「生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ」ことが加えられた。生活の中で直接

経験が不足していることを背景に、より直接的に環境に触れることが重視されたものと思われる。

#### (5) 現行「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」における環境

平成 20 年、子どもを取り巻く環境のますますの変化・多様化を背景に、高まる保育ニーズに応える形で「幼稚園教育要領」の改訂と「保育所保育指針」の改定が行われた。保育指針が告示化され制度的に規範性をもった基準となったものの保育の内容に関する基本的な変更はない。幼稚園教育要領の第 1 章総則第 1 幼稚園教育の基本では、学校教育法の改正を受けて、学校教育法第 22 条の目的を踏まえた幼稚園教育の基本が示されている。

今回の改訂で、領域「環境」に新たに加わった点は、「他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること」が内容の取扱いに示されたことなどがある。

保育所保育指針では、保育の原理 (3) 保育の環境、の箇所に変更が見出され、「子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し」「子どもの活動が豊かに展開されるよう」「子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていく」などの記述から、子どもが自ら主体的に環境に関わるという立場で環境をとらえる環境観が前面に出ていることが把握される。

以上、保育要領以降における幼稚園教育要領および保育所保育指針の環境について概観してきた。総じて言えることは、幼稚園に関しては、戦後学校教育法の制定による幼稚園教育の目的としての「適当な環境を与える」ことを背景とした環境整備の必要から、環境を土台としてとらえる環境観が把握された。さらに具体的な内容としては社会と自然という側面から環境とのかかわりをふまえることから出発されたものが、子どもを取り巻く社会や自然環境の変化を背景に、内容領域「環境」として独立して扱われることによって、より環境を重視した内容へと変遷していったといえる。とくに現行の要領・指針では子ども自らが主体的に環境に関わるという環境観が貫かれているという特徴が見出された。

### 3. 「保育要領」にみる環境観

#### (1) 保育要領全般をとおした環境のとらえかた

保育要領の刊行は、昭和 23 年 3 月である。学校教育法の公布が昭和 22 年 3 月であることから、学校教育法 77 条の条項における「適当な環境を与えて」という幼稚園教育の目的をふまえたものとなっていると判断できる。保育要領において第四「幼児の生活環境」という環境そのものをテーマとする項目を含んだ内容以外で「環境」という用語が使用されている箇所を抜き出してみた(旧漢字・旧仮名遣いは新漢字・新仮名遣いに改めた。該当頁数を括弧内に示した)。

それによると、まずはまえがきで「家庭においてそう(幼児の特質によくあった適切な教育計画がたてられ、適当な方法をもって注意深く実行されること：筆者注)あることが望ましいのはもちろんであるが、更に進んで何か特別な施設を設けることによってその心身の発達と生長に応じてそれを助長する適当な環境を与えてやり(1)」「学校教育法第七十七条に『幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えた、その心身の発達を助長することを目的とする』とある趣旨をよく体して、第七十八条に示してある諸目標の達成につとめなければならない。(3)」と学校教育法 77 条の内容を受けて心身の発達を助長する環境という立場が示される。

また、「人と協同して住みよい社会を作ろうとすることができるようになるには、この期においてどんな環境で生活したか、どんな指導・教育を受けたかが大きな影響を持つのであって(2)」「情緒の発達から考えて最も望ましいのは、円満な、調和的な情緒を持った子供を育てることである。このような情緒は、幼児が自分の環境に安住していられるとき、すなわち安定感が十分にあるときはじめてつちかわれる。(16)」など、幼児の将来にわたる生育に対する環境の影響の重要性について言及している部分もある。

「幼児期の特質に即した方法で教育の目標を達成していくことが必要で、幼児をとりまく直接の生活環境に順応せしめることが、幼児教育の使命である(3)」「この時期の幼児たちは主として家庭がかれらの生活環境である(6)」などの記述か

らは、環境においてもとくに家庭における生活環境を重視する立場がうかがえる。後に取り上げる、項目「幼児の生活環境」という項目が特別に設けられていることからしても生活環境の重要性が意識されているということがわかる。

「こうした、幼稚園における教師や、いろいろの施設において幼児教育に当たっている人々や、家庭の母親たちは、幼児の特質がどんなものであるかをよくわきまえ、それに応じた適切な教育や世話のしかた、その他それに必要な設備や道具や材料のことなどについて十分な理解を持たなければならない。更に進んで、あらゆるくふうをこらして、幼児に最もふさわしい環境をととのえてやり (4)」「幼児のために天国のように暖かく楽しい環境を整えようとする熱意にみたまされていることがいっさいの根本であり (5)」「教師も親子の環境の一部として最大の安定感を与えることが必要 (16)」などからは、保育者や親の役割としての環境整備が述べられていることが把握される。

具体的な環境整備に対する留意点として、「幼児の心身の生長発達に即して、幼児自身の中にあるいろいろのよき芽生えが自然に延びていくのでなければならない。教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その生長発達に適した環境をつくりことに努めなければならない。(3)」「子供自身の発達を尊重し、子供とともに遊びの計画をたてるようにしたいものである。しかし一方から考えると子供の興味はその向くところが非常に限られている。そのままにしておくとは非常にかたよった心の子供ができてしまう。このことを避け、いろいろなものに対する興味を持ち、またその興味をひきおこすことができるように子供の環境を豊かにととのえることが望ましい (11~12)」「遊具の乏しい環境にある幼児たちは、有り合わせの木片や石ころを利用して、いろいろと遊び方をくふうする (14)」「自分で考え、自分で考えを発展させて行く機会を与えるような環境を作ってやる必要がある (5)」「教師は幼児に絵の手本を与えたり、描くものを示唆すべきでない。各幼児は表現すべき自己の思想を豊富に持っている。描きたくなくなるような環境を作ることが望ましい。(69)」などが挙げられ、幼児自身がすでに持っているもの

を引き出す環境をつくることの必要性が述べられる。

その他、「まず環境を最もよく利用することが必要である。(58)」「科学的態度を養うには、幼児にその生活環境を理解させなければならない。それは必ずしも多くの費用や設備を必要としない。教育者の創意くふうによって与えられた環境を利用し、有り合わせの材料を使って十分である (72)」「休息のためには強い刺激のない静かな環境を与えることが第一に必要である。(79)」など、随所に環境に言及する記述が散見される。

全般をとおして把握されたのは、まず学校教育法に示された、「心身の発達を助長するための環境」という目的をふまえた上で、幼児において環境がいかに重要なものであるかということ的前提として、その主要な環境は生活環境であり、幼児と環境との関わりにおいては、具体的に親や保育者にとって必要なことは幼児のうちにすでに備わっているものを引き出す環境を整備することのあるという環境のとらえ方である。

## (2) 第四「幼児と生活環境」に示された具体的な物的環境

この章では、まず初めに「幼児の成長発達は環境のいかに強く依存するものである。(27)」と、幼児の発達に対して環境の及ぼす影響の重要性について述べた上で、幼児の生活環境とは「家庭環境、遊びなかま、一般の社会環境の要素が集まっ (27)」たものとして把握されている。幼児は「それらから種々の影響を受けて成長するのであるから、よい環境を整えて、豊かな生活経験を与えることがたいせつである。(27)」という前提の下に、主に幼稚園として整えるべき、物的な方面について具体的な記述がなされている。

内容項目は「1 運動場」「2 建物」「3 遊具」の3つに分けられ、それぞれについて数値まで含んだ具体的な物的環境が示されている。

これら具体的な物的環境についての記述は、その後の幼稚園教育要領、保育所保育指針のいずれにもみられないものであり、保育要領における特徴的な項目である。時代背景として、戦前とは一線を画すという意味合いと、敗戦後の焼け野原からの復興という願いも込めながら、戦後の幼稚園



における理想的な物的環境のあり方について、具体的にイメージできる拠り所のないこの時期において示しておくという意図が込められていたのではないかと推察される。さらに考察を深めれば、環境においてまさに生活環境を重視する立場である保育要領では、幼児が生活する場としての幼稚園で具体的に展開される生活をイメージできるような具体的な物的環境の示し方であるともとらえられるのである。

### (3) 「保育要領」の環境観の特徴

戦前および戦後「保育要領」以降の環境のとりえ方との関係から「保育要領」の環境観の特徴的な部分を取り上げてみたい。

まず、戦前の保育内容における環境は、主に直接、間接の観察を通じて環境を把握するという視点から、環境を対象としてとらえる環境観が見出された。

それとの関係においてみると、戦後の「保育要領」では、環境を土台として重視する立場、すなわち学校教育法第 77 条における目的として示されたものである点が相対的に新たに提示された環境観として把握された。さらに、「保育要領」における環境の特徴的な点として、生活環境の重視がある。それについては特別の項目が設けられ、具体的な物的環境が示された。当時の時代背景との関連も含めて、戦前においても戦後においてもこのような具体的な記述での提示は見当たらない。「保育要領」の環境観において環境は生活環境としてその重要性が強調されたといえる。さらに、幼児のすでもっているものを引き出すための環境という親や保育者の役割としての環境整備についても示されている。

「保育要領」以降に刊行され現在においても幼稚園の保育内容、および保育所の保育内容についての基準として示されている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の保育内容では、土台としての環境の重要性という共通する環境観が把握された。加えて、これまでの改訂・改定の流れの中で、現行のそれらにおいては、幼児が主体的に環境に関わるというとらえかた方が新たな環境観として示されている。これは「保育要領」においてはまだとらえられていなかった環境の把握である。戦

後の幼児を取り巻く環境の変化を背景として、保育施設における環境の重要性が深まる中で幼児の主体性との関わりにおける環境のとりえ方に変遷していったものと考えられる。

### おわりに

本稿では、占領下の戦後改革期における保育内容の指針を示した「保育要領」について、その環境観がどのようなものであるかを、戦前の保育内容の変遷においてとらえられた環境、および戦後の「保育要領」以降に刊行された、「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」の変遷の中での環境のとりえ方との比較の上でその特徴的なあり方について分析することを試みた。それによって、戦前の環境が、直接、間接の観察を通じて対象としての環境を幼児が把握するという、いわば対象としての環境であったことに対しては相対的に新たな立場である、土台としての環境という視点を提示したこと、さらには生活環境としての環境重視と幼児がすでに持っているものを引き出すための環境整備という環境観が把握された。

「保育要領」以降の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」のその後の流れとの比較では、幼児が主体的に環境に関わるという新たな環境観が現行にいたる過程の間に盛り込まれたことが見出された。

「保育要領」における環境観の特徴的なものが何を背景にしているのかについては、さらにそれが編纂された過程における当時の文部省の委員会内部での議論などを調べる必要がある。これまでの研究では、日本側の資料に依拠したものに限られ、かつ部分的な指摘に留まっている。今後は広い立場での報告者のこれまでの研究との関連から、占領期における幼児教育・保育内容の形成過程として、占領軍側の資料、主に当時顧問として関わっていた GHQ の CI & E、初等教育担当官ヘレン・ヘファナンのカンファレンスレポートなど、占領文書の発掘・分析が望まれる。それらについては他日を期したい。

**【参考・引用文献】**

倉橋惣三・新庄よしこ『日本幼稚園史』昭和31年、フレーベル館  
日本保育学会『日本幼児保育史』昭和43年、フレーベル館  
文部省『保育要領－幼児教育のてびき－』昭和23年、大日本印刷株式会社  
文部省『幼稚園教育要領』昭和31年、フレーベル館  
文部省『幼稚園教育要領』昭和39年、フレーベル館  
文部省『幼稚園教育要領』平成元年、フレーベル館  
文部省『幼稚園教育要領』平成10年、フレーベル館

文部省『幼稚園教育要領』平成20年、フレーベル館  
厚生省児童家庭局『保育所保育指針』昭和40年、社団法人日本保育協会  
厚生省児童家庭局『保育所保育指針』平成2年、社団法人日本保育協会  
厚生省児童家庭局『保育所保育指針』平成11年、フレーベル館  
厚生省労働省児童家庭局『保育所保育指針』20年、フレーベル館

**【注】**

- 1 倉橋惣三・新庄よしこ『日本幼稚園史』昭和31年、フレーベル館、p. 224.
- 2 同上、p. 64.

## A Study concerning a view of Environment for Contents of Child Care and Education under U.S. Occupation in Japan

— A view from Environment of "Hoikuyoryo" —

Sakakibara, Hiromi\*

本稿では、占領下の戦後改革期における保育内容の指針を示した「保育要領」について、その環境観がどのようなものであるかを、戦前の保育内容の変遷においてとらえられた環境、および戦後の「保育要領」以降に刊行された、「幼稚園教育要領」および「保育所保育方針」の変遷の中での環境のとらえ方との比較の上でその特徴的なあり方について分析することを試みた。それによって、戦前の環境が、直接、間接の観察を通じて対象としての環境を幼児が把握するという、いわば対象としての環境であったことに対しては相対的に新たな立場である、土台としての環境という視点を提示したこと、さらには生活環境としての環境重視と幼児がすでに持っているものを引き出すための環境整備という環境観が把握された。

キーワード：保育内容, 環境観, 保育要領, 占領期